

# 内水面漁場計画（素案）の概要

## 1 内水面漁場計画（素案）について

漁業法第64条第1項（漁業法第67条第2項で準用）により、都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないこととなっています。

## 2 漁業権件数

区分	現行	計画（うち新規漁業権）	増減
共同漁業権	21	21（0）	0
区画漁業権	15	9（0）	6減

## 3 免許予定日

令和6年4月1日

## 4 存続期間

（共同漁業）令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

（区画漁業）令和6年4月1日から令和11年3月31日まで